

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

石田宗久

令和4年度

(単位:円)

年月日	使途区分	使途項目	領収書整理番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	控分率 (負担分)	計上額 (端数切捨)	支払先	備考
2023.4.12	A	調査研究費	3	ガソリン代		5,461	50%	2,730	上原成商事株式会社	
2023.4.28	A	調査研究費	13	ガソリン代		6,470	50%	3,235	上原成商事株式会社	
2023.4.12	C	広聴広報費	4	ホームページ管理費		11,000	50%	5,500	アズシステム株式会社	
2023.4.26	G	資料購入費	5	京都新聞購読料		4,400	100%	4,400	京都新聞	4月分
2023.4.27	G	資料購入費	6	公明新聞購読料		1,887	100%	1,887	販売店 茂籠哲生	4月分
2023.4.10	H	事務所費	1	政務活動用事務所家賃・水道光熱費		69,329	90%	62,396	(株)京森情本舗	
2023.4.27	H	事務所費	2	政務活動用車両ガレージ代(振込手数料含む)		13,480	90%	12,132	野口管理計画	
2023.4.25	I	事務費	7	AU携帯電話通信料		10,091	50%	5,045	KDDI(株)	
2023.4.25	I	事務費	8	LTEフラットタブレット通信料		3,256	50%	1,628	KDDI(株)	
2023.4.28	I	事務費	9	光ギガ(固定電話2回線・インターネット接続費用)		8,351	90%	7,515	株式会社ハイホー	
2023.4.28	I	事務費	12	AWSサーバーへの移行作業費		110,000	90%	99,000	アズシステム株式会社	
2023.4.28	I	事務費	14	コピー用紙A4 500枚入り×10		6,270	90%	5,643	アズシステム株式会社	
2023.4.28	I	事務費	15	A4縦フラットファイル3冊組×2		220	90%	198	ダイソー洛北阪急スクエア店	
2023.4.28	J	人件費	10	政務活動事務アルバイト給料		85,800	100%	85,800		最終日見込み支払
2023.4.28	J	人件費	10	政務活動事務アルバイト給料振込手数料		275	100%	275	京都銀行	
2023.4.28	J	人件費	11	政務活動事務アルバイト給料		78,000	100%	78,000		
2023.4.28	J	人件費	11	政務活動事務アルバイト給料振込手数料		275	100%	275	京都銀行	
2023.4.1		政務活動費			400,000		100%	0		
							100%	0		

政務活動費 会計帳簿

議員氏名:

石田宗久

令和4年度

(単位:円)

年月日	使 途 区 分	使 途 項 目	領収書 整理 番号	支 払 (収 入) 内 容 (単 価 及 ひ 数 量 等 も 記 載)	収 入 金 額	支 払 金 額	按 分 率 (負 担 分)	計 上 額 (端 数 切 捨)	支 払 先	備 考
		項目名		支出件数	収入計 (A)	支出計 (B)		計上計 (C)		
	A	調査研究費		2件		11,931		5,965		
	B	研修費		0件		0		0		
	C	広聴広報費		1件		11,000		5,500		
	D	要請陳情等活動費		0件		0		0		
	E	会議費		0件		0		0		
	F	資料作成費		0件		0		0		
	G	資料購入費		2件		6,287		6,287		
	H	事務所費		2件		82,809		74,528		
	I	事務費		6件		138,188		119,029		
	J	人件費		4件		164,350		164,350	(A)-(C)	
				17件	400,000	414,565		375,659		24,341

第10号様式（第7条関係）

備 品 台 帳

会派・議員名

石田宗久

年度	品名／規格	取得価格 （円）	按分率 （％）	計上額 （円）	取得 年月日	廃棄 年月日
H29	富士通LIFEBOOKA576/PX FMVA1601XP	164,160	90%	147,744	H29.11.28	

注 1 取得価格が10万円以上の備品について、記載してください。
2 「年度」の欄には、充当した政務活動費が交付された年度を記載してください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田 宗久	整理番号	3		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	ガソリン代				
支払金額	5461円	按分率	50%	計上額	2730円
按分率の考え方	政務活動の割合が明らかでない為				
備考					



領収書 (領収書)

上成商事株式会社
セブン&カーケアセンター北白川SS
TEL: 075-781-6181 SS-055707

2023年04月12日 10:45 伝票No. 4193
通番2824

コスモ・ザ・カード 様
XX XXXXXX
売上 オーパス

11200
F.ガソリン P04 ¥5528
枚数 33.71(L)
単価 @164
値引きQR 32 -67

合計 ¥5,461
(内消費税 ¥1814)
(内税分消費税 ¥496)
(10%税込対象額 ¥5461)
(10%消費税 ¥496)

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	13
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	ガソリン代		
支払金額	6470円	按分率	50% 計上額 3235円
按分率の考え方	政務活動の割合が明らかでない為		
備考			



に貼付してください。)

(13)

納品書 (領収書)

上原成商事株式会社
セルフ&カーケアセンター北白川SS
TEL: 075-781-6181 SS-055707

2023年04月28日 14:41 伝票No. 3414
通番3984

コスモ・サ・カード 様
XXXXXXXXXX
売上 オーパス

11200
Rガソリン P10 ¥6592
数量 40.69(L)
単価 2162
値引きQR 23 -122

合計 ¥6,470
(内消費税 ¥2189)
(内税分消費税 ¥588)
(10%税込対象額 ¥6470)
(10%消費税 ¥588)

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	4
費目	調査研究費・研修費・広報業務・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	ホームページ管理費		
支払金額	11000円	按分率	50% 計上額 5500円
按分率の考え方			
備考	別紙請求書あり		
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			
05.04.12 0 730356(カ) ¥11,000 ④			

606-8212
京都市左京区田中里ノ内町81

2023 3 20

259131

1 頁

石田宗久事務所 御中
TEL:075-721-4301
FAX:075-701-6187

アズシステム株式会社
606-0011 京都市左京区岩倉西宮田町84番地
代表取締役 橋本 芳久
TEL:075-707-3600
FAX:075-707-3601

みずほ銀行 京都中央支店
普通預金 1381958 アズシステム株式会社

		その他御入金額						
		11,000	0	11,000	0	10,000	1,000	11,000
2023/ 3/13	28505			【ご入金・その他】 (その他入金)			11,000	
				< 伝票合計 >			11,000	
2023/ 3/20	51136			00000-12-6	1	5,500	5,500	3月分
				ホームページ活動報告更新費用				
				11006-00000015	1	4,500	4,500	3月分
				レンタルサーバー利用料				
				< 伝票合計 >			10,000	
				《税込売上合計額》			1,000	
							11,000	
				《税抜売上合計額》			10,000	
				《消費税合計額》			1,000	

4月12日ご指定の口座から引き落としさせていただきます

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久		整理番号	5	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請原稿等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	京都新聞購読料				
支払金額	4400円	按分率	100%	計上額	4400円
按分率の考え方					
備考					

（領収書は、重ならないように貼付してください。）

05.04.26 0 307208 4(SMF) ¥4,400 (5)

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田 宗久	整理番号	6		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	公明新聞購読料				
支払金額	1887円	按分率	100%	計上額	1887円
按分率の考え方					
備考					

新聞購読料 領収証

石田 宗久 様

⑥

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年 4月分

領収日 4月27日

領収金額	¥1,887-
------	---------

品名	定価(税込)	部数	金額

その他購読料等 領収証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞	1,887	1	1,887

販売店 茂籠 哲生
住所 京都市上京区今出川通寺町西入上ル下御
奥町238-2
TEL 075-211-0035 FAX 075-211-0
お申込No.



① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要		
② 所在地	住所：京都市左京区田中里ノ内町81-3F 電話：075-721-4301		延べ床面積	61.5 m ²		
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
④ 建物の所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件（賃貸借契約先 關京慕情本舗） 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等（所在地： ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ）					
⑤ 敷地の所有者	<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族（議員との関係： ） <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族（議員との関係： ） <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者					
⑥	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合（政務活動に要した使用領域（面積等）、使用時間等） <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用面積 61.5 m ² (X) 内、政務活動使用面積 55.35 m ² (Y) <input type="checkbox"/> 全体使用時間 日・時間 (X) 内、政務活動使用時間 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = 55.35 / 61.5$ <input type="checkbox"/> その他（ ）			按分率	9 / 10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合（政務活動の業務に従事した時間、日数） <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 60 日・時間 (X) 内、政務活動業務時間 60 日・時間 (Y) $(Y) / (X) = 60 / 60$ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合			按分率	10 / 10
⑦ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 （按分率の考え方：⑥の考え方）					
⑧ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 （按分率の考え方：⑥の考え方）					
⑨ 光熱水費等の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 （按分率の考え方：⑥の考え方）					

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥の考え方)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方: ⑥の考え方)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 2人 按分率 10 / 10 (按分率の考え方: 政務活動専任で雇用しているため) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者 按分率 / () <hr style="width: 20%; margin: 0 auto;"/> <p style="text-align: center;">計 2人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table>)	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) <input checked="" type="checkbox"/> 職員の雇用契約書の写し <input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2で按分

賃 貸 借 契 約 書

株式会社京嘉情本舗（以下甲という）と 入 租 者 久（以下乙という）とは第一条記載の物件の賃貸借につき次の通り契約を締結する。

- 第 一 条（賃貸借の物件） 甲は次の物件を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
物件の表示（別紙目録の通り）
- 第 二 条（使用目的） 乙は賃借物件を甲の承認を受けた次の目的に使用するものとする。
使用目的＝（ 京嘉情本舗貸借事務所として使用 ）
- 2 乙は前項に定める使用目的に関して予めその細目について甲の承認を受け、その細目または使用目的を変更しようとする場合は、文章による甲の承認を受けなければならない。
- 第 三 条（賃貸借の期間） 賃貸借の期間は甲から乙に対し賃貸物件を引き渡した日から満5年間とする。
- 2 賃貸借期間満了後における契約の更新は、双方で協議する。
- 3 前項賃貸借契約の更新のときは、乙は甲に更新手数料として、更新した時の賃料の2ヶ月分を支払わなければならない。
- 第 四 条（賃 料） 賃料は毎月金 15 万 円也とする。
- 2 乙はその月分の賃料を毎月5日までに現金及び小切手並びに銀行振込のいずれかの方法で甲に支払わなくてはならない。手形、証券、物品等で支払うことはできない。
- 3 賃料の開始計算は賃貸物件を引き渡した日からとする。
- 4 契約の始期または終期に賃貸借の日数が一ヶ月に満たない時の賃料は、その月の日割りを以って計算する。

本契約書第三条第1項の「京嘉情本舗」は、7/17日協議により、現在京嘉情本舗を月9日7 契約書

- 第五 条 (賃料の改定) 前条に定める賃料は、物価、附近の土地建物価格及びその賃賃価格、公租公課の変動、その他相当の事由あるときは、甲は何時でも改定することができる。
- 2 甲は賃料の改定については、甲乙間において誠意をもって協議決定するが、協議の整わない時は乙は甲の決定に異議なく従うものとする。
- 第六 条 (保証金) 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため保証金として金 万円也を本契約締結と同時に甲に預け入れるものとする。但し保証金には利息を付けない。
- 2 乙が賃料の支払を延滞したり損害賠償その他この契約に基づく債務の支払の必要がある場合、甲は何時でも前項の保証金の一部または全部をその弁済に充当するが、乙は異議ないものとする。この場合、乙はその旨の通知を受けた日より5日以内に保証金の不足額を補填しなければならぬ。
- 3 保証金は賃賃借物件を完全に明け渡した上、乙がこの契約に基づく一切の義務を履行した3ヶ月後に甲から乙に返済する。
- 第七 条 (営業規則) 乙は営業に関して、甲が別に定める営業規則を遵守しなければならない。
- 第八 条 (共同経費と管理費の負担) 次に掲げる経費は賃賃料に關係なく甲の計算に基づいて、乙が毎月甲に支払うものとする。
- イ、光熱及び給排水に要する経費。 ロ、甲が乙に貸与した電話通信に要する経費。
- ハ、塵埃処理及び清掃に要する経費。 ニ、保安に要する経費。
- ホ、その他必要な共同経費。
- 2 前各号以外で甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上決定する。
- 3 前項経費の支払期日及び支払方法は甲の指示に従うものとする。
- 第九 条 (物件に係る諸税) この物件に係る部分に課せられる不動産取得税・固定資産税及びその他ノ諸税はこの負担とする。
- 第十 条 (禁止事項) 乙は名義の如何に関わらず、この契約に基づく賃賃借物件、その他一切の権利の全部または一部を第三者に転貸し、もしくははその権利を他に譲渡し、またはこれを賃入その他担保に供し、もしくはは営業の委任等をしてはならない。
- 2 乙は甲の承諾を得た場合のほかは賃賃借物件に表示広告等をしてはならない。
- 3 乙は賃賃借物件を前期の目的のみに使用し、甲から文章で承諾のない限り、賃賃借物件内に居住し、または居住させずてはならない。

- イ、光熱及び給排水にかかる経費。
 - ロ、甲か乙に貸与した電話通信に要する経費。
 - ハ、塵埃処理及び清掃に要する経費。
 - ホ、その他必要な共同経費。
- 2 前各号以外で甲乙いずれの負担に属するか明らかでない経費については、甲乙協議の上決定する。
- 3 前項経費の支払期日及び支払方法は甲の指示に従うものとする。

第九 条 (借付に係る積税) 乙の借付に係る部分に課せられる土地取得税、固定資産税及びその他の諸税は乙の負担とする。

第十 条 (禁止事項) 乙は名義の如何に関わらず、この契約に基づく賃借物件、その他一切の権利の全部または一部を第三者に転貸し、もしくはその権利を他に譲渡し、またはこれを質入その他の担保に供し、もしくは営業の委任等をしてはならない。

- 2 乙は甲の承諾を得た場合のほかに賃借物件に表示広告等をしてはならない。
- 3 乙は賃借物件を前掲の目的だけに使用し、甲から文章で承諾のない限り、賃借物件内に居住しまたは居住させてはならない。

第十一 条 (組織変更) 乙の経営が個人から会社(法人組織)に、または会社から個人に切り替えるときもしくは法人の組織変更のときは、乙は甲の文章による承認を受け、新経営者において改めて甲と契約を締結しなければならない。

第十二 条 (代表者変更) 乙はその代表者(取締役、支店長、その他名称の如何に関わらず法律上または事實上賃借物件を使用しまたは支配する者)の変更があった場合、この旨を直ちに文章で甲に届け出て承認を受けなければならない。但し甲は調査の上適当と認めることが出来ない理由(第十条第一項に該当)がある場合は、第十九条を適用するものとする。

第十三 条 (内装及び附帯工事並びに原状変更) 賃借物件の内装及び附帯工事は乙の負担で設計施行を行い、災害予防上の工事及び原状変更は原則として、その設計施行を甲委託とし、その工事費は乙の負担とする。

- 2 前項の工事施行については、施工の前に文章による甲の承認を得るのとし、無断で施行した場合は第二十条を適用するものとする。

第十四 条 (賃借物件の変更) 乙は甲が甲本来の使命達成のために、賃借物件の変更(例えば出入口の

変更、階段の設置場所及び原状変更、面積の増減等)の必要が生じた場合は、甲の指示によりこれに応じなければならない。

第十五条 (管理) 乙は賃貸借物件及びその附属物件(錠・錠等を含む)を善良なる管理者の注意をもつて管理しなければならない。

2 乙または乙の代理人、使用人、請負人及び乙の顧客が賃貸借物件及びその附属物件並びに乙の建物の共用部分等を毀損した時、その他乙の責に帰すべき事由により、上記物件を滅失毀損した時は、乙は甲に対し直ちにこの旨を通告し、甲の蒙った損害を賠償しなければならない。この場合の損害額の算定は賠償当時の時価を基礎とする。

3 賃貸借物件について修理または災害予防措置を取るとき必要が生じた時は、乙は速やかに遅滞なく適切な処置をとらなければならない。

4 乙は建物内に爆発もしくは発火し易いもの、その他甲が危険と認めるもの、または悪臭を発生するもの、その他、他に迷惑を及ぼす物品は一切持ち込んではならない。

5 乙は乙に直接または間接的に関係ある者等に、甲並びに他の賃借人の営業、業務の妨害、もしくは他に迷惑を及ぼす行為をさせ得てはならない。

6 乙は使用区域内において常に清潔、整頓を旨とし、建物の美観を害する一切の行為をしてはならない。

7 乙所有並びに占有物件は賃貸借物件の例外を問わず専ら乙においてその保管の責に任ずるものとする。

8 乙所有並びに占有物件の使用取り扱いは本契約による外、甲の指示に従うものとする。

第十六条 (賃貸借契約物件の消滅または毀損) 天災、火災その他の事故により、賃貸借物件の全部または大部分が滅失または毀損した場合には、乙の義務は消滅し得る。

第十七条 (免責事項) 甲は天災、火災、盗難、諸施設の故障その他甲の故意以外に生じた乙の損害について、乙に対してその責を負わない。

2 乙が第十五条第三項に定めた措置を怠った場合には甲はこれらの諸原因による損害についてその責を負わない。

第十八条 (解約の申入れ) 甲または乙の都合により、賃貸借期間内に本契約を解除しようとするときは、甲または乙は六ヶ月前までに相手方に対しその予告をしなければならない。

但し、甲は予告料(賃料の六か月分相当額)を甲に払い込み即時解約することができる。

- 6 乙は使用区域内において常に清潔、整備を旨とし、建物の美観を害する一切の行為をしてはならない。
- 7 乙所有並びに占有物件は賃貸借物件の内外を問わず専ら乙においてその保管の責に任ずるものとする。
- 8 乙所有並びに占有物件の使用取り扱いは本契約による外、甲の指示に従うものとする。

第十六条 (賃貸借契約物件の消滅または毀損) 天災、火災その他の事故により、賃貸借物件の全部または大部分が滅失または毀損し、若しくは賃貸借物件の大部分が毀損し、この契約は消滅し、若しくは解除される。

第十七条 (免責事項) 甲は天災、火災、盗難、諸施設の故障その他甲の故意または重大な過失による損害の賠償責任を負わない。乙が第十五条第一項に定めた措置を怠った場合に甲は、おのの諸原因による賠償責任を負うものの責を負わない。

第十八条 (解約の申入れ) 甲または乙の都合により、賃貸借期間内に本契約を解除しようとするとき、甲または乙は六ヶ月前までに相手方に対しその予告をしなければならない。但し、乙は予告に代えて賃料の六か月分相当額を甲に払い込み即時解約することができる。(契約違反) 乙がこの契約及び契約の諒解事項に違反した場合、甲は乙にその是正を請求することができる。

第十九条 (解約) 乙が次の各号の一つに該当するに至ったとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。この場合は第十八条の予告期間を適用しない。

- (イ) 賃料その他の支払を二ヵ月分以上怠った場合。
- (ロ) 破産宣告、会社更生手続きの開始決定のあった場合、または支払停止、支払不能の状態に立ち至った場合。
- (ハ) 禁治産者または準禁治産者の宣告を受けたとき。
- (ニ) 主務官公庁からその営業について取り消しの処分を受けたとき。
- (ホ) 営業者が廃業または解散、もしくは他に合併されたとき。
- (ヘ) 乙が死亡したとき。
- (ト) 乙や乙の使用人が甲の信用を失墜し、または秩序を害すると認められる行為をなし、その他著しく不都合の行為(契約及び諒解事項違反の反復等)があったとき。

(チ) 第十条第一項に該当するとき。
(リ) 甲の承諾なくして店舗を閉鎖したとき。

(ヌ) その他この契約に基づく義務及び契約の了解事項に違反し、第十九条の請求受けるも是正しなかつたとき。

2 前項に規定する解約の原因により甲が損害を蒙ったときは、乙はこれを賠償しなければならぬ。

3 第一項の(イ)(リ)に該当するも、乙において誠意を示し、甲において契約の継続を相当と認めるときは、甲は乙に違約金を徴収してこれを継続させることができる。

第二十一条 (権利義務の承継) 前条第一項(ホ)(ヘ)の場合において営業承継者または相続人より権利義務の承継の申し入れがあった場合、甲は調査の上、適当と認められたときはこれを承継させることができる。

但し新承継者は甲と新たにこれに関する契約書を作成するまでは本賃貸借物件を使用することはできない。

第二十二条 (原状回復義務) 乙は契約期間の満了または第十八条及び第二十条の場合、甲に対しては一切の異議を申し立てることなく速やかに賃借物件を原状に回復して甲に返還しなければならぬ。

2 前項の規定による原状回復義務の履行は次の各号に従って処理しなければならない。

(イ) 乙は甲の指示した期間内に、乙の設備造作物件の一切を乙の費用で撤去する。

(ロ) 乙は何等の名目をもってするを問わず賃貸借物件等について支出した金銭、その他の費用、移転費、立退き料、老舗料、暖簾料等これらに類する一切の要求を甲に請求しない。

(ハ) 乙が(イ)の期間内に原状の回復をしない場合は、甲は乙の負担において自ら設備造作物

(イ) 乙が(イ)の期間内に原状回復せず、甲または甲の承継者または代理人は、甲は原状回復を自ら請求し得ることはこれを加算したものであります。

第二十三条 (立入権) 甲及びその借用人(代理人、臨時借用人等を含む)はこの建物の保全、衛生、防犯、防火、救護、その他、必要あるときは随時乙の賃借物件内に立入り、必要な措置を講ずることができぬ。

第二十四条 (借用人の報告) 乙はその賃借場所を勤務する者の氏名、住所、年齢等を甲に報告しなければならぬ。その職務の変わった時も同様とする。

の利息を甲として立てることなく速やかに賃借物件を原状に回復して甲に返還しなければならぬ。

- 2 前項の規定による原状回復義務の履行は次の各号に従って処理しなければならない。
- (イ) 乙は甲の指示した期間内に、乙の設備造作物体の一切を乙の費用で撤去する。
 - (ロ) 乙は何等の名目をもってすを問わず賃貸借物件等について支出した金銭、その他の費用、移転費、立退き料、老舗料、暖簾料等これらに類する一切の要求を甲に請求しない。
 - (ハ) 乙が(イ)の期間内に原状の回復をしない場合は、甲は乙の負担において自ら設備造作物

物の撤去費用を負担するものとする。

2 (イ)の期間内に撤去せず、甲または乙が撤去を拒否し、または甲は撤去を自ら取り、乙は撤去費用を負担するものとする。

第二十三條

(立入権) 甲及びその使用人、代理人、代理人、臨時雇員等を含むが、乙の建築物内を、衛生、防火、救護、その他、必要あるときは随時乙の賃借物件内に立入り、必要な措置を講ずることができ、

第二十四條

(使用人の報告) 乙はその賃借場所で勤務する者の氏名、住所、年齢等を甲に報告しなければならない。その移動があった時も同様とする。

2

乙の使用人が本契約、その他の諸規定に違反し、甲において不相当と認められたときは、乙は直ちに喜処しなければならぬ。

第二十五條

(賃料遅延損害金) 乙が賃料の支払を第四條で定めた期日に支払わず、遅滞したときは日割に応じて甲が算出した損害金を、賃料に付加して甲に支払わなければならない。

第二十六條

(保証金と賃料) 乙は保証金をもって賃料の支払に代えることはできない。但し賃貸借が終了するか解約になった場合においては、賃料や経費の不払い、または損害金や違約金等を、甲は保証金と同等額において相殺し、なお不足のあるときは乙に対してこれを請求することができる。

第二十七條

(裁判管轄) この契約に関する訴訟については、甲の本店所在地を管轄する裁判所をもってする。

第二十八條

(公正証書の作成) 乙は甲の要求により、直ちに本契約事項に基づき公正証書を作成するものとする。

第二十九條

(保証人) 乙は甲が承認する連帯保証人一名と保証人一名を立てるものとする。

- 2 保証人は乙と連帯して甲に対して本契約に基づき債務履行の責に任ずるものとする。
- 3 保証人の財産その他に変更が生じ、甲が不適當と認めるときは、乙は異議なく甲の承認する他の保証人を立てるものとする。

第三十条 (諒解事項) 甲が別に定める賃貸借契約の諒解事項は、この契約の附属契約として、乙はこれを承認する。

附 則

- 第一 条 (契約の発効時期) この契約は、甲より乙に賃貸物件引渡し告知の日から適用あるものとする。但し本契約第十四条、第十七条、第二十九条第三十条は本契約と同時に効力を有するものとする。
- 第二 条 (賃貸物件引渡しの告知) 賃貸物件引渡しの告知は文章をもってこれをなす。
- 第三 条 (契約事項以外の事項) この契約に定めない事項については甲乙間において必要の都度協議決定する。

この契約の確実を保証するため本証書2通を作成し、甲乙各一通を保有する。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

次の事項が契約の重要な事項に定むべき事項に属する旨を甲乙之間に付必要の部を協議決定する。

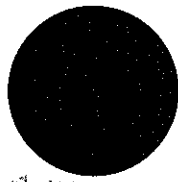
この契約の確実を保證するため本証書2通を作成し、甲乙各 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

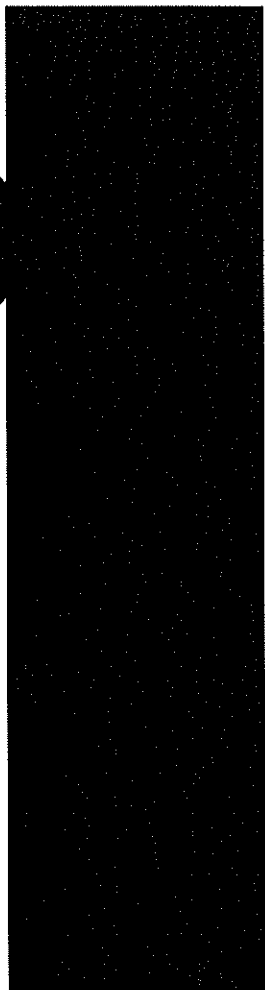
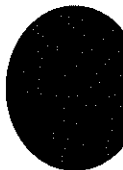
京都市左京区
株式会社
代表取締役

宮 野 賢 輔
印
香地 錦 彦



(乙)

白土 正 幸



(保証人)

賃貸借契約に関する諒解事項

- 1 内装及び諸設備が甲の工事で施行したものであっても、保守、修繕、取替え等の経費は乙の負担とする。
- 1 甲が行う補修・改修工事や甲または乙が第十三条第一項及び第十四条の工事をしなければならぬときは、乙は甲の指示により必要に応じて休業、休店しなければならない。
- 1 この場合、乙は甲に休業補償金、損害賠償金等これに類する一切の要求をすることはできない。
- 1 乙の賃借床面であっても他の入居者（出店者）と境を接する附近における隔壁面の使用、階段通路及び出入口の設定等については甲を含む関係者間で協議して決めることとし、協議の整わないときは乙は甲の指示するところに異議なく従うものとする。
- 1 甲は他の入居者（出店者）の過失及び故意によらず生じた乙の損害について、乙に対してその責を負わない。
- 1 乙は甲の書面による承諾がなれば、自己の業務の標識または商号や商標の一部に恰も甲の業務の一部であるかのように誤認させる虞のある文言を使用してはならない。
- 1 乙は賃貸借物件及び共用物件を使用する場合、第十五条の規定を遵守し、特に下記事項に注意する。
 - (イ) 常に火災の予防に注意し建物内で焚き火、炭火を使用しないこと。
また吸殻その他発火の虞のある塵芥等は必ず所定の場所に捨てること。
 - (ロ) 甲の施設した以外の灯具、冷暖房、放熱機器類は甲の書面で承諾のない限りこれを使用しないこと。
 - (ハ) 洗面所、便所、厨房は常に清潔にし、その目的以外に使用しないこと。

別紙 (物件目録)

建物の所在地と名称	京都市左京区田中里・内町8 1 番地	「宮川ビル」
建物の構造と規模	鉄骨4階建	(床=鉄筋コンクリート・壁=RC版ブロック)
賃貸借契約面積	3階	約 61.5 m ² (1フロア一)
本体設備	電気・都市ガス・上下水道	(但し室内取付け器具、その他諸施設附属のまま)

令和4年7月1日

石田事務所 殿

家賃改定の件

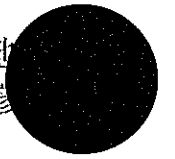
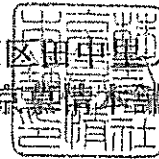
前略 平素は何かとお世話になり有り難うございます。

さて、この度の設備改修に伴い現在の家賃を改訂し、令和4年7月分から月額57,000円にさせて頂きたく存じます。


従いまして家賃月額57,000円及び光熱水費と消費税となりますのでよろしくお願い致します。


草々

京都市左京区田中里ノ内町81番地
株式会社 京京情本舗 宮川 温彦



駐車場賃借契約書

宗教法人 田中神社（以下「甲」という）と石田 奈久（以下「乙」という）は、
(以下本駐車場という)における自動車の駐車に関して下記の通り賃借契約を締結する。

- 第 1 条 甲は乙に、本駐車場のNo.  の区画の 1 台分（以下本物件という）を賃貸し、乙はこれを賃借する。
- 第 2 条 本物件に乙が駐車する車輛は、下記の通りで、1区画1台とし来客用として使用する。
変更の有る場合は、乙は甲に速やかに文書でもって通知する。
- ①メーカー名 来客用
- ②車種 (車体色)
- ③登録番号
- 第 3 条 本物件の賃借契約期間は、平成20年7月1日より平成21年6月末日までの1年間とする。但し、契約満了の1ヶ月までに甲又は乙から異議ない限り本契約は自動的に同一条件で1年間更新されるものとする。
- 第 4 条 乙は本契約に基づく一切の債務を担保する為、甲に保証金として1台当り金13,000円也を預託する。保証金は無利息とし、本契約が終了した時に乙に返却する。
但し、契約締結後1年以内に解約の場合は、保証金は返却されない。
- 第 5 条 賃料は1台当り月額13,000円也とし、乙は甲の指定の口座に、毎月27日までに翌月分を支払う。その際の支払いに係る手数料は乙の負担とする。
尚、賃料の改定が必要となった時は、甲より乙への1ヶ月前の通知をもって改定する。
口座振替集金口座 京都中央信用金庫 本店(普)1257106 野口計画管理株式会社
- 第 6 条 自動車保管場所使用承諾書を発行する場合は、1通につき金10,500円(税込)の事務手数料及び初穂料を乙は管理会社に支払う。
- 第 7 条 乙は本駐車場内に、物品、工作物の設置等、契約車輛の駐車以外に使用してはならない。
- 第 8 条 乙は本物件の使用について、甲及び管理会社の指示に従う。
乙は本駐車場の保安・美観維持に協力する。
- 第 9 条 火災、盗難その他甲及び管理会社以外の者の責に帰すべき事由又は不可抗力による乙の損害については、甲及び管理会社は一切責任を負わない。
- 第 10 条 乙が故意又は過失により本駐車場及びその付帯設備又は他の車輛に損害を与えた場合、乙がこれを賠償し甲及び管理会社は一切責任を負わない。
- 第 11 条 甲乙当事者に於いて本契約期間中、本契約を解約する場合は1ヶ月前の予告をもって本契約を解約することができる。この場合、甲乙共に無条件で応じるものとする。尚、明け渡し日が暦上の1ヶ月の途中であっても、その月の末日までの賃料を乙は甲に支払う。
- 第 12 条 乙において下記の事由が生じた時は、甲は何らの通告、催告をすることなく、本契約を解除する

ことができる。

- 本駐車場で駐車以外の逸脱行為をした時。
- 賃料の支払いを2ヶ月以上遅延した時。
- 甲及び管理会社の指示に従わない時。
- 乙が暴力団組織・反社会的組織等の関係者と判明した時。
- 乙が公序良俗に反する行為を行った時。
- 乙が他の賃借人及び近隣へ迷惑をかけた時。

第13条 甲は、乙が本物件を第三者に転貸、又は譲渡する事を禁止する。

第14条 甲及び乙は信義を重んじ、誠実にこの契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項については、当事者は関係法規並びに習慣に従い、誠意をもって協議の上善処するものとする。

第15条 この契約にかかわる紛争については、甲の所在地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることを乙は合意する。

特記事項 本駐車場は田中神社の境内地です。賃借人は田中神社を崇敬される方とする。

また、田中神社の行事（大祭及び境内工事等）期間中においては、速やかに本物件の明渡しに応じるものとし、その際の代替地はないものとする。

以上、本契約締結の証として本契約書2通を作成し署名捺印の上各1通を所持するものとする。

平成20年 7月 / 日

賃借人（甲） 住所 京都市左京区田中西樋ノ口町1番地

氏名 宗教法人 田中神社

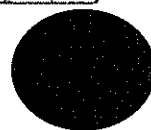
代表役員 山田 敦子



賃借人（乙） 住所 京都市左京区田中里内町81

氏名 石田 宗久

TEL 075-721-4301



緊急時の連絡先 名称 石田 宗久

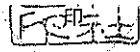
TEL [REDACTED]

甲の代理人及び管理会社 京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地5

野口計画管理株式会社

代表取締役社長 野口 政男

電話 (075) 353-3371



賃貸人 (甲)



賃借人 (乙)

駐車場賃貸借契約 変更確認書

駐車場名称		賃貸借部分	区画No.	
物件所在地				

賃貸人 (甲) 宗教法人田中神社 と
 賃借人 (乙) 石田 宗久 は、
 平成20年 7月 1日 付で締結した上記駐車場の賃貸借契約について、以下の内容を変更することに同意する。

変更開始日	令和4年11月1日			
住所変更	変更前			
	変更後			
✓ 車輛変更	変更前	メーカー	来客用	色
		車種		ナンバー
	変更後	メーカー	政務活動用車両	色
		車種		ナンバー
区画変更	変更前		変更後	
✓ その他	駐車料は月々13,370円とする。			

- 上記以外の契約条項は、原契約証書に基づくものとし、変更することなく存続する。
- 後日の証として本書を2通作成し、賃貸人と賃借人が各1通を保有する。

令和 5 年 1 月 12 日

賃貸人 (甲) 住 所 京都市左京区田中西樋/口町1番地

氏 名 宗教法人田中神社 代表役員 山田 敦子



賃借人 (乙)

住 所 京都市左京区田中里/内町 81

TEL 075-721-4301

氏 名 石田 宗久

管理会社

住 所 京都府京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地5

TEL 075-353-3371

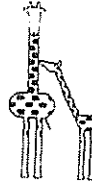
氏 名 野口計画管理株式会社

〒606-8212

京都府京都市左京区田中里ノ内町81

お知らせ

石田 宗久 様



管理会社

野口計画管理株式会社

京都市下京区高辻通室町西入繁昌町295番地5

TEL 075-353-3371 FAX 075-351-2230

令和 1年 8月 吉日

消費税引き上げに伴うお支払金額変更のお知らせ

拝啓 早秋の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は当社管理物件をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたびの消費税率8%から10%への引き上げに伴い、ご契約いただいております物件のお支払金額が10月分より改正後税率10%の適用（消費税対象の項目のみ）となり、今後の金額が変更となります。つきましては、変更になる項目を下記にてご確認ください。

※ 口座振替手数料につきましては、10月28日引落日より10%の適用となります。今後とも、変わらぬご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

物件名



請求年月	項目名	金額	税率	合計
令和元年10月	駐車料	13,370		13,370
令和元年10月	口座振替手数料	100	10	110
【お支払金額】				¥13,480

【お引落口座】



石田 宗久

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田 宗久	整理番号	1		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費・事務費・人件費)				
支払内容	政務活動用事務所家賃・水道光熱費				
支払金額	69329円	按分率	90%	計上額	62396円
按分率の考え方	第8号様式(第7条関係)⑥の考え方				
備考					

領 収 証

石田事務所

様

No. ①

★ ￥69,329

但 4月分家賃 3月分水道光熱費

令和5年4月10日 上記正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

2000

ウケ-55

京都市左京区田中望ノ内町81

(株)京慕情本舗



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	2		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費(事務所)・事務費・人件費				
支払内容	政務活動用車両ガレージ代振込手数料含む				
支払金額	13480円	按分率	90%	計上額	12132円
按分率の考え方	第8号様式（第7条関係）⑥の考え方				
備考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05.04.27 野口 賃料等 ¥13,480 ②					

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田 宗久	整理番号	7
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費		
支 払 内 容	AU携帯電話通信料		
支 払 金 額	10091円	按分率	50% 計 上 額 5045円
按分率の考え方	政務活動の割合が明らかでない為		
備 考			
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			
05.04.25日 KDDI株式会社 SM ¥10,091 ⑦			

備考

内訳(円)

金額(円)

ご利用項目

口座振替のご案内

INVOICE FOR SERVICES (2023年4月ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	10,091円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。



お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
 - ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
 - ・電話リレーサービス料は、聴覚や発語に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
 - 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年3月ご請求分 (2月利用分)

ご請求先氏名
石田 宗久 様

下記ご利用料金を 3月27日口座振替により
領収いたしました。



KDDI株式会社
〒103-8503 東京都千代田区有明1-1-1

ご請求コード CUSTOMER CODE 0364632086

領収金額 AMOUNT RECEIVED 10,073円

うち消費税等 TAX 763円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	[REDACTED]
支店名 BRANCH	[REDACTED]
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****

ご請求コード 0364632086

ご利用年月 2023年 3月

総合計 10,091円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			
ご利用番号	8,219		
<3月ご利用内訳>	8,219		お客様コード
▼プラン利用料	6,450		ご利用月数は2023年 4月で26年 5ヶ月目です。
▼ビットプラン 5G+通話定額2		2,950	
▼ビットプラン 5G(データ)		3,500	基本使用料と通話定額2(1800円)の合算額です
▼オプション使用料	900	900	データ利用量は1GB~4GBです。
▼故障紛失サポート with Cloud			
▼通話料/ビットプラン 5G+通話定額2	120		
通話料		36,120	
SMS (Cメール) 送信料		120	
通話定額2 割引額		-36,120	
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼消費税等 (10%)	747		
●au機器代金/各種オプション品			
ご利用番号	1,652		
▼購入機器代金/各種オプション品	1,652		
分割支払金			
●総請求発行手数料			
▼総請求発行手数料	200		
▼消費税等 (10%)	20		
●合計			
●合計	1,652		
●合計	1,652		
●合計	56,168		
●合計	220		
●合計	200		

10%消費税の課税対象額 7,472円

10%消費税の課税対象額 200円

裏面もご確認ください。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	8
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費		
支払内容	LTEフラットタブレット通信料		
支払金額	3256円	按分率	50% 計上額 1628円
按分率の考え方	政務活動の割合が明らかでない為		
備考			
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			
05.04.25 0 KDDI 4307305H ¥3,256 (8)			

INVOICE FOR SERVICES
口座振替のご案内 (口座振替日 4月25日)



KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

606-8212
京都府 京都市 左京区 田中里ノ内町 81

郵便区内特別

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 4月 7日

石田宗久事務所 様

お知らせ INFORMATION

- 通信サービスご契約のお客さまへのご案内
- ・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。
- ・電話リレーサービス料は、聴覚や発話に障がいのある方との意思疎通を手話等で仲介するサービス提供のため、日本財団電話リレーサービスに支払われるものです。
- 電話リレーサービス料の番号単価の改定について
- 電話リレーサービス料は、2023年4月～2024年1月ご利用分まで1番号あたり月額1円となります。



KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE 2023年 4月

ご利用年月 BILLING PERIOD 2023年 3月

口座振替日 DATE FOR TRANSFER 2023年 4月25日

口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE 3,256円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

ご請求コード CUSTOMER CODE 0447616077

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

サービス別の利用料金

au電話料金 3,256円
(内訳) () 3,256円
※うち消費税等 10%対象 296円
(課税対象額は2,960円でした。)
※au合計台数 1台

auポイント 4日 4日 現在
合計 ポイント
2023年 4月30日失効予定 ポイント

お問い合わせ先

◆ au n u 携帯電話から 157

一般電話から 0120-977-033

受付時間 9時～20時 (年中無休・無料)

◆ p o v o WEBのサポートページをご確認ください

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2023年 3月ご請求分 (2月利用分)

石田宗久事務所 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記KDDI料金を 3月 27日ご指定の口座から
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE 0447616077

領収金額 AMOUNT RECEIVED 3,256円

うち消費税等 TAX 296円

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

料金内訳書

<凡例> * : 税込または免税料金等、# : 旧税率計算対象料金
 内訳に「*」がある料金は、「消費税等」「課税対象額」の計算対象外です。

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 3,256円
ご利用番号	3,256		お客様コード
< 3月ご利用内訳 >	3,256		ご利用月数は2023年 4月で 9年 3ヶ月目です。
▼プラン利用料	2,960		
LTEフラット for Tab (i)		6,700	
2年契約		-1,000	
基本使用料割引額		-2,740	LTEフラット for Tab (i) (特約による割引)
LTE NET		300	
オプション使用料割引額		-300	LTE NET (特約による割引)
▼オプション使用料	0		
テザリングオプション		500	
オプション使用料割引額		-500	テザリングオプション (特約による割引)
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼その他割引額 (特約)	-2		
▼消費税等 (10%)	296		10%消費税の課税対象額 2,960円
データ利用量 (データ容量消費あり)	0.35GB		

●総合計 3,256円

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	9		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)人件費				
支払内容	政務活動事務所（固定電話2回線・インターネット接続費用）				
支払金額	8351 円	按分率	90%	計上額	7515 円
按分率の考え方	第8号様式（第7条関係）⑥の考え方				
備考	<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>05.04.28 0 8351(トカリ+トカリ) ¥8,351 ⑨</p>				

石田 宗久 様

株式会社ハイホー
〒171-0021

請求明細情報： 2023 年 3 月 3 日 西池袋一丁目4-10 にご請求分

商品名	合計 (税抜)	消費税	総合計 (税込)
sr16150702			
ご請求金額	7,593円	758円	8,351円

商品名	小計 (税抜)	税額	小計 (税込)	税区分
光ギガファミリー5300	5,300円	530円	5,830円	課税
光ギガ電話L(基本料)	1,000円	100円	1,100円	課税
転送サービス使用料	500円	50円	550円	課税
複数チャネルサービス使用料	200円	20円	220円	課税
追加番号使用料	100円	10円	110円	課税
光ギガ電話 (通話料)	95円	9円	104円	課税
光ギガ電話 (携帯電話等への通話料)	394円	39円	433円	課税
ユニバーサルサービス料	4円	0円	4円	課税

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	12		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支払内容	AWSサーバーへの移行作業費				
支払金額	110000円	按分率	90%	計上額	99000円
按分率の考え方	第8号様式（第7条関係）⑥の考え方				
備考					

領収書

№ 003635

(12)

様

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

但し

上記金額正に領収致しました。

年 月 日

- 現金
- 小切手
- 相殺
- 手形



アズシステム株式会社

〒606-0011 京都市左京区岩倉西宮田町84番地
Tel: 075-707-3600(代表) ● Fax: 075-707-3601



取扱者印
[Red Seal]

※本証に社印及び取扱者印のなきもの及び金額を訂正したものは無効です。

請求書

2023年4月11日

石田宗久事務所

御中

毎度ありがとうございます。
下記のとおりご請求申し上げます。

今回御請求額

¥110,000



アズシステム株式会社



〒606-0011

京都市左京区岩倉西宮田町84番地

代表取締役 橋本芳久

TEL 075 (707) 3600

FAX 075 (707) 3601

http://www.az-system.co.jp

品名	数量	単価	金額	備考
AWSサーバーへの移行作業費	1	100,000	100,000	
以下余白				
小計			100,000	
消費税			10,000	
合計			110,000	

<振込先>

みずほ銀行/京都中央支店	普通預金	1381958
京都中央信用金庫/賀茂支店	当座預金	0676217
京都信用金庫/岩倉支店	普通預金	3001872
口座名義	アズシステム株式会社	

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久	整理番号	14
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費		
支払内容	コピー用紙A4 500枚×10		
支払金額	6270円	按分率	90% 計上額 5643円
按分率の考え方	第8号様式（第7条関係）⑥の考え方		
備考			

領収書

№ 003636

14

様

金額

--	--	--	--	--	--	--	--

但し

上記金額正に領収致しました。

年 月 日

- 現金
- 小切手
- 相殺
- 手形



アズシステム株式会社



〒606-0011 京都市左京区岩倉西宮田町84番地
Tel: 075-707-3600(代表) ● Fax: 075-707-3601

5万円未満	非課税
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	600円
500万円以下	1千円
1千万円以下	2千円
2千万円以下	4千円

取扱者印

--

※本証に社印及び取扱者印のなきもの及び金額を訂正したものは無効です。

--	--

納品書 2023年4月28日

No. _____

京都市左京区岩倉西宮田町84番地

アシステム株式会社

TEL 075-707-3600(代)

FAX 075-707-3601

石田亨(新)様

様

下記のとおり納品いたしました

登録番号 _____

品名	数量	単価	金額(税抜・税込)				税率(%)	摘要
1 1000個 AC	10	570						
2								
3								
4								
5								
6								
7								
合計(税抜・税込)	税率	%					消費税額等	
	税率	%					消費税額等	
		消費税額等	税込合計金額					47,240

kannet

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田 宗久	整理番号	15		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費(事務費)・人件費				
支払内容	A4縦フラットファイル				
支払金額	220円	按分率	90%	計上額	198円
按分率の考え方	第8号様式（第7条関係）⑥の考え方				
備考					

だんぜん!ダイソー (5) こ貼付してください。)





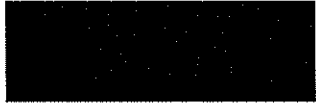


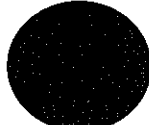
DAISO

ダイソー洛北阪急スクエア店
 TEL:075-744-0617
 公式通販サイト「DAISOオンラインショップ」
 「ダイ-オンライン」で検索!
 <争戻 又 訂正>
 2023年04月28日(金)17:35
 ｼﾝ No.:0004 責:セルフレジ
 A4縦フラットファイル緑 ¥110内
 A4縦フラットファイル青 ¥110内
 小計 2点 ¥220
 (10%内税対象額 ¥220)
 (10%内税額 ¥20)
 合計 ¥220
 お預り合計 ¥220
 お金釣り ¥0



店:003988 シンNo.:9875

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2023年 4月 1日から 2023年 4月 30日まで	
就 業 場 所	京都市左京区田中里ノ内町81 ・ 他	
仕 事 内 容	政務調査活動にかかわる事務補助	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前9時00分から午後5時00分の間 (業務内容によって変動)	
休 日	業務内容によって変動	
給 与 (賃 金)	時給 1300円 交通費含む	
給 与 支 払	当月月末 又は 翌月	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">2023年 4 月 1日</p> <p style="text-align: center;">雇用者 石 田 宗 久 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者  </p>		

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所		
	Tel. XXXXXXXXXX	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2023年 4月 1日から 2023年 4月 30日まで	
就 業 場 所	京都市左京区田中里ノ内町81 ・ 他	
仕 事 内 容	政務調査活動にかかわる事務補助	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前9時00分から午後5時00分の間 (業務内容によって変動)	
休 日	業務内容によって変動	
給 与 (賃 金)	時給 1300円 交通費含む	
給 与 支 払	当月月末 又は 翌月	
給 与 振 込 先		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">2023年 4 月 1日</p> <p style="text-align: center;">雇 用 者 石 田 宗 久 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者 </p>		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	石田宗久		整理番号	10・11	
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	政務活動事務補助アルバイト給料・振込手数料				
支払金額	164,350円	按分率	100%	計上額	164,350円
按分率の考え方	第8号様式(第7条関係)⑥⑫の考え方				
備考					

現金自動預金支払機

ご利用明細書 ⑩

●本日はご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
050428	1137	143M4お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号
		科目・口座番号

振込通番	振込手数料	金額
000118	¥275	¥85800
メッセージコード	残	高
		**

お振込先

インタムネヒサ 様

ご依頼人 075-721-4301

(お知らせ欄)

おつり

**

現金自動預金支払機

ご利用明細書 ⑪

●本日はご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取扱店番・ご利用内容
050428	1137	143M4お振込
お取引銀行	お取引店番	お取扱番号
		科目・口座番号

振込通番	振込手数料	金額
000118	¥275	¥78000
メッセージコード	残	高
		**

お振込先

インタムネヒサ 様

ご依頼人 075-721-4301

(お知らせ欄)

おつり

**

政務活動業務 勤務実績表・領収書									
2023年(西暦) 4月分		氏名		議員との関係		<input checked="" type="checkbox"/> 親族(口生計同一 属その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
日	曜日	定時勤務			備考(時間外勤務等)				
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間	
1	土				0:00		0:00		
2	日				0:00		0:00		
3	月				0:00		0:00		
4	火				0:00		0:00		
5	水				0:00		0:00		
6	木				0:00		0:00		
7	金				0:00		0:00		
8	土				0:00		0:00		
9	日				0:00		0:00		
10	月	11:00	17:00		6:00		0:00		
11	火	11:00	17:00		6:00		0:00		
12	水				0:00		0:00		
13	木	11:00	17:00		6:00		0:00		
14	金	11:00	17:00		6:00		0:00		
15	土				0:00		0:00		
16	日				0:00		0:00		
17	月	11:00	17:00		6:00		0:00		
18	火	11:00	17:00		6:00		0:00		
19	水	11:00	17:00		6:00		0:00		
20	木	11:00	17:00		6:00		0:00		
21	金				0:00		0:00		
22	土				0:00		0:00		
23	日				0:00		0:00		
24	月	11:00	17:00		6:00		0:00		
25	火				0:00		0:00		
26	水	11:00	17:00		6:00		0:00		
27	木				0:00		0:00		
28	金	11:00	17:00		6:00		0:00		
29	土				0:00		0:00		
30	日				0:00		0:00		
計		日間勤務(D)			(A)	66:00	計	(A')	0:00
上記のとおり勤務したことを証明します。				議員名	石田宗久				
【総支給額の計算】									
① 時給の場合 (A)		[66.0 時間] × [単価 1,300 円]		=	85,800 円 (B)				
①' 月額の場合									
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価 円]		=	0 円 (C)				
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[0 日] × [単価 円]		=	0 円 (E)				
③' " 月額の場合									
④ 総支給額				(B) + (C) + (E) =		85,800 円 (F)			
【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】									
(F) - [円(G)(所得税・住民税、保険料等本人負担額) =				85,800 円 (H)					
金 85,800 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2023年4月28日 氏名							
【政務活動費充当額の計算】									
○ 給与 実支給額(H)		[85,800 円] × [按分率 100 %]		=	85,800 円 (I)				
○ 保険料等雇用主負担額		[円] × [按分率 100 %]		=	0 円 (J)				
○ 諸控除額 (G)		[円] × [按分率 100 %]		=	0 円 (K)				
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K) =		85,800 円			

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
 2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 4 月分 氏名 [Redacted] 議員との関係 [Redacted] 世親族(□生計同一 世その他) □関連会社等の役員・社員 □上記以外の第三者

日	曜日	定時勤務				備考(時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土				0:00			0:00
2	日				0:00			0:00
3	月				0:00			0:00
4	火				0:00			0:00
5	水				0:00			0:00
6	木				0:00			0:00
7	金				0:00			0:00
8	土				0:00			0:00
9	日				0:00			0:00
10	月	11:00	17:00		6:00			0:00
11	火				0:00			0:00
12	水	11:00	17:00		6:00			0:00
13	木				0:00			0:00
14	金	11:00	17:00		6:00			0:00
15	土				0:00			0:00
16	日				0:00			0:00
17	月				0:00			0:00
18	火	11:00	17:00		6:00			0:00
19	水	11:00	17:00		6:00			0:00
20	木				0:00			0:00
21	金	11:00	17:00		6:00			0:00
22	土				0:00			0:00
23	日				0:00			0:00
24	月	11:00	17:00		6:00			0:00
25	火	11:00	17:00		6:00			0:00
26	水	11:00	17:00		6:00			0:00
27	木	11:00	17:00		6:00			0:00
28	金				0:00			0:00
29	土				0:00			0:00
30	日				0:00			0:00
					0:00			0:00
計		日間勤務(D)		(A)	60:00	計 (A')		0:00

上記のとおり勤務したことを証明します。 議員名 石田宗久 [Redacted]

【総支給額の計算】

① 時給の場合 (A) [60.0 時間] × [単価 1,300 円] = 78,000 円 (B)

①' 月額の場合

② 時間外勤務手当等 (A') [0.0 時間] × [単価 円] = 0 円 (C)

③ 通勤手当・日額の場合 (D) [0 日] × [単価 円] = 0 円 (E)

③' " 月額の場合

④ 総支給額 (B) + (C) + (E) = 78,000 円 (F)

【実支給額(総支給額-諸控除額)の計算】

(F) - [円(G)(所得税・住民税、保険料等本人負担額) = 78,000 円 (H)

金 78,000 円 (H) 左記金額を確かに領収致しました。
2023年4月28日 氏名 [Redacted]

【政務活動費充当額の計算】

○ 給与 実支給額(H) [円] × [按分率 100 %] = 0 円 (I)

○ 保険料等雇用主負担額 [円] × [按分率 100 %] = 0 円 (J)

○ 諸控除額 (G) [円] × [按分率 100 %] = 0 円 (K)

○ 政務活動費充当額の計 (I) + (J) + (K) = 0 円

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。